

事業の発展にお役立てください

マル経融資制度のご案内

～小規模事業者経営改善資金融資制度～

マル経融資とは？

マル経融資は海老名商工会議所の推薦により小規模事業者の方々が“無担保”・“無保証人”・“低利”で融資を受けられる公的融資制度です。

融資限度額は？

1,500 万円

返済期間は？

運転資金 7 年以内(据置 1 年以内)
設備資金 10 年以内(据置 2 年以内)

担保・保証人は？

不要です

利率は？

1.65% (平成 25 年 5 月 13 日現在)

※融資決定時の固定金利です

海老名市の利子補給が受けられます

融資実行後 24 ヶ月を限度に、海老名市の利子補給が受けられます。補助率は借入金 1,000 万円以下の範囲で、金融機関に支払った利子額の 50%以内です。実質金利はこうなります。

〔現在の利率〕 1.65% ⇒ 0.825% (期間:24 ヶ月以内)

※設備資金の 24 ヶ月間 0.5%低減特例は H25.3.31 で終了しました。

更に・・・

平成 24 年 4 月よりマル経による借換え範囲が広がりました!!

【新たに認められる借換えの内容】 ※下記いずれにも該当する場合

- ◇ 日本政策金融公庫の普通貸付(マル普)及び特別貸付の既存融資の内、元金残高が 300 万円以下の該当融資(※1)
- ◇ 第三者保証人不要融資制度又は新創業融資制度を適用している該当融資

※1 元金残高にはマル経融資残高を含みません。

借換えと市の利子補給制度を上手に使えば、借入金のスリム化と利子負担の軽減が図れます。

【マル経融資をご利用いただける方】

- ◎ 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下)の法人・個人事業主の方
- ◎ 海老名商工会議所地区内で 1 年以上事業を行なっている方
- ◎ 納期の到来している税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している方
- ◎ 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ◎ 許認可を必要とする業種は、その許認可を受けている方
- ◎ 海老名商工会議所の経営指導を、原則 6 ヶ月以上受けている方

※ 必要書類をいただいてから融資決定まで 2 週間程度かかります。

※ 審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

詳しくは・・・ 海老名商工会議所 中小企業振興部までご相談ください。 TEL 046-231-5865

裏面もご覧ください。